

広島県選挙管理委員会告示第十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条の規定に基づき提出された政治団体の収支報告書を改める旨の報告があったので、次のとおり公表する。

平成二十六年三月三十一日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本 宗利

平成二十五年広島県選挙管理委員会告示第九十四号別冊（政治団体の収支報告書の要旨）中、平成二十五年五月十日提出の「民主党広島県第五区総支部」の平成二十四年分収支報告書要旨について、次表のとおり改める。

政治団体の名称	訂正前	訂正後	訂正願受理年月日
民主党広島県第五区総支部	収入・支出の総額 収入総額 （本年の収入額） 翌年への繰越額 収入の内訳 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 民主党本部 33,397,471円 30,806,227円 3,762,931円 30,806,227円 24,000,000円 24,000,000円	収入・支出の総額 収入総額 （本年の収入額） 翌年への繰越額 収入の内訳 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 民主党本部 35,397,471円 32,806,227円 5,762,931円 32,806,227円 26,000,000円 26,000,000円	平成二十五年 十一月十九日